

【1※-ライフル協会】ライフル銃の所持に関する適格証明

ライフル銃の所持に関する適格証明書発行基準要綱

1. 趣旨

現在の競技用ライフル銃の所持に係る推薦制度（昭和46年より開始）は、一度推薦を得た場合には取消処置が行われない限り、推薦の有効状態が続くこととなっている。しかしながら、許可銃による重大事件や事故の発生を契機として、推薦により所持したライフル銃の使用と所持状況について定期的に把握することが求められることとなり、ライフル射撃競技者適格証明書制度を平成21年度より導入することとなった、日本ライフル射撃協会独自の制度である。

この要綱は、ライフル射撃競技者適格性を証明する事に必要な基準等を定めるものである。

2. 適格証明の対象となる者及びライフル銃

（公財）日本スポーツ協会及び（公財）日本スポーツ協会の加盟地方団体の推薦によって競技用ライフル銃を所持している当協会の会員を対象とする。なお、平成18年6月30日以前に当協会の推薦手続きによって競技用ライフル銃を所持し、現在は当該ライフル銃の所持目的を狩猟、バイアスロン競技、ランニングターゲット競技に変更している者については、対象外とする。

3. 証明書発行の基準

次の各号に該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）であること。
- ②日本ライフル射撃協会あるいは日本ライフル射撃協会の加盟団体主催のライフル銃の競技会に1年間で2回以上の参加実績があること。
- ③誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 証明書発行の手続き

- (1)証明書の交付を受けようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。
- (2)日本ライフル射撃協会は、電子推薦申請をした者について、適格証明書発行基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と認定した場合は、証明書（適1）を電子文書（Portable Document Format）にして、申請者の電子申請掲示板に掲載する。
- (3)申請者が印字した証明書の有効期間は1年とする。

5. 証明の取り消し

適格証明書の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会は適格証明書を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会のライフル射撃競技会（加盟団体の競技会を含む。）に年 2 回以上参加しなかったとき
- ④その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続き

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、適格証明書の交付を受けている者が、取り消しの基準に該当するにいったと認めるときは、適格証明取消上申書（適 2）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付するものとする。
- (2)適格証明取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査のうえ、取り消しの基準に該当すると認めるときは、適格証明取消書（適 3）1 通を被取消者に交付するとともに適格証明取消 通知書（適 4）1 通を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付するものとする。

附則

1. この要綱は、平成 20 年 8 月 30 日制定。
2. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂施行する。
3. この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から改訂施行する。
4. この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から改訂施行する。